

問い合わせ先	
(資料内1～3に関する事)	(資料内4～6に関する事)
担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課	担当課 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課
直通 072-228-7231	直通 072-228-7173
内線 3380	内線 3360
FAX 072-222-6997	FAX 072-222-6997

認定こども園・保育所等における臨時休園期間の延長 及び緊急事態宣言の延長又は解除に伴う対応について

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、大阪府に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、認定こども園・保育所・地域型保育事業については、4月8日（水）から登園自粛要請を行い、さらに、4月15日（水）から5月6日（水）までの間、「原則休園」としています。

現在、国において発令されている緊急事態宣言について、現時点では5月7日（木）以降の方向性は示されておりませんが、大阪府内や堺市内の感染状況をふまえ、休園期間を5月10日（日）まで延長することとし、5月11日（月）以降については、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 臨時休園の延長期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月10日（日）まで

なお、どうしても保育が必要な場合については、各園において保護者から「保育利用申請書」の提出を求め、必要な場合には保育を実施いたします。

2 令和2年5月11日（月）以降の保育の利用

《①5月7日以降も緊急事態宣言の期間が延長される場合》

延長される期間の末日まで、原則、休園となります。

なお、どうしても保育が必要な場合については、各園において保護者から「保育利用申請書」の提出を求め、必要な場合に保育を実施いたします。

《②緊急事態宣言が5月6日をもって解除される場合》

適切な感染防止策を講じたうえで保育を実施することとしますが、引き続き感染拡大防止に努める必要があることから、当面の間、登園を自粛し、家庭保育にご協力願います。

ただし、どうしても保育が必要な場合については、保育を利用することができますので、施設にご相談ください。

3 保育の対象となる家庭

- ・医療従事者
- ・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

4 保育料

休園要請及び登園自粛要請期間中に家庭保育（登園自粛）へご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。（認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用する 0～2 歳児クラスが対象）

一旦全額納付いただいたうえで、利用施設からの出席日数報告に基づき、後日還付等の手続きをご案内する予定です。

5 給食

期間中において、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合があります。

給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

6 育児休業中のご家庭

令和 2 年 4～5 月からの利用調整で決まった育児休業中のご家庭については、原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、特例的に復職が 6 月中となっても、利用決定の取り消しは行いません。